

議案第二十号

特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正について

次のおり特別職の職員で非常勤のものゝ報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求めらる。

平成元年三月十日

三朝町長 安田真一郎

平成元年参月廿拾三日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和四十五年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

別表固定資産評価審査委員の項及び選挙管理委員の項中「六、八〇〇円」を「六、九〇〇円」に、「五、一〇〇円」を「五、二〇〇円」に改め、法律又はこれに基づく政令で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員の項及び条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員の項及び条例で定めた附属機関の委員その他これに類する構成員の項中「四、四〇〇円」を「四、五〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、平成元年四月一日から施行する。